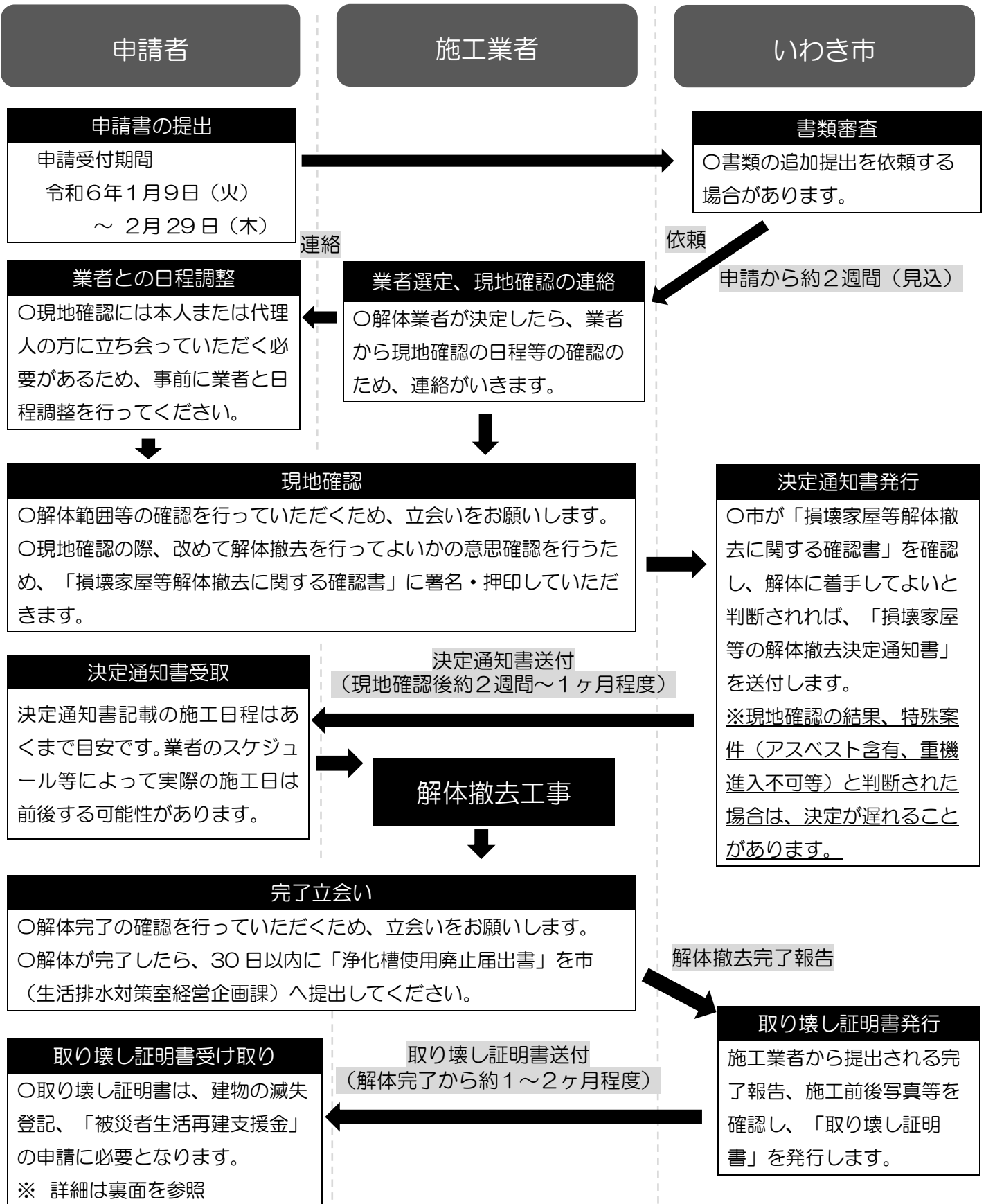


# お知らせ（公費解体申請者の皆様へ）

全壊

## ○公費解体の手続きの流れについて



※ 裏面もご覧ください。

## ○解体工事前に行っておくこと

- 1 電気、電話（引き込み線の撤去）、ガス、上下水道の解除  
※ 上水道については、着工前に水道局（水道局営業課 給水装置係 TEL:0246-22-9304）へ給水装置の撤去工事申請を行ってください。
- 2 家具・家電等室内残存物の撤去
- 3 便槽（浄化槽汚泥）の汲み取り
- 4 その他施工業者が指示する事項

## ○解体工事完了後に行うこと

- 1 「浄化槽使用廃止届出書」の提出  
解体後 30 日以内に市役所本庁舎 6 階（生活排水対策室 経営企画課 TEL:0246-22-7519）へ提出してください。

### 2 建物の滅失登記

解体した建物の滅失登記は市を通じて「取り壊し証明書」を提出することにより、福島地方法務局いわき支局（登記部門 TEL:0246-23-1729）が職権で行う予定ですが、多くの時間を要することから、建て替え等によりお急ぎの方はご自身で手続きをお願いします。

※ 登記建物の一部滅失（附属建物の残存）、登記簿の誤提出等については、職権滅失の対象となりません。対象となるか否かは、解体完了後、市が法務局に情報提供した後、法務局の審査により決定します。対象とならない場合、ご自身で手続きを行う必要がありますので、ご不明な方は、法務局に直接お問い合わせください。

### 3 「被災者生活再建支援金」の申請（対象者のみ）

支援金の申請には、解体完了後に市から発行される「取り壊し証明書」が必要となります。詳細は、保健福祉課 TEL:0246-22-7612にお問い合わせください。

## ○注意事項

- 1 災害により「半壊」以上の判定を受けた家屋等のうち、生活環境の保全上、やむを得ず解体する家屋等が申請の対象となります。
- 2 建物以外（地下工作物、塀、擁壁等）、建物の一部解体、修繕後の家屋等については、公費解体の対象となりません。
- 3 現地確認後、速やかに「損壊家屋等解体撤去に関する確認書」を提出されない場合は、申請を却下することがあります。
- 4 申請時から通知等の送付先・連絡先に変更があった場合は、下記連絡先まで速やかにご連絡をお願いします。

問合せ先 いわき市 生活環境部 ごみ減量推進課  
TEL:0246-22-1283